

小松島市通学路交通安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童，生徒が安全に通学できるよう，小松島市の通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して推進するため，小松島市通学路交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において，「通学路」とは，道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び同法に規定されていない道路のうち，児童，生徒が通学のため通常利用する経路で，学校長が指定した道路及びその区間をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小松島市通学路交通安全プログラムの策定及び見直しに関すること。
- (2) 通学路の安全点検及び安全対策に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は，10人以内で組織する。

2 委員は，別表の左欄に掲げる関係機関ごとに同表の右欄に掲げる組織又は団体に所属する者のうちから選任された者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は，前任者の在任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が必要に応じて招集し，その議長となる。

2 会長は，必要と認めたときは，委員以外の者に会議への出席を求め，その意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、各機関の委員より委任を受けた者は、代理して出席することができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、書面により委員の賛否等を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、小松島市教育委員会学校課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、小松島市教育委員会学校課が招集する。

別表 (第4条関係)

| 関係機関等 | 組織又は団体 |
|-----------|-----------------------|
| 国土交通省 | 四国地方整備局徳島河川国道事務所 |
| 徳島県 | 県土整備部東部県土整備局徳島庁舎 |
| 徳島県警察 | 小松島警察署交通課 |
| 小松島市 | 産業建設部都市整備課，市民環境部市民生活課 |
| 小松島市教育委員会 | 学校課 |
| 学校代表 | 小松島市小学校校長会，小松島市中学校校長会 |